

ベトナム・ハティン省における高齢者をめぐる ケア・レジームの配置

—村落地域の高齢者世帯と社会養護施設を中心に—

加 藤 敦 典
岩 井 美 佐 紀
比 留 間 洋 一

要 旨

この論文では、現代ベトナムの地域社会における高齢者をめぐるケア・レジームについて、落合恵美子のケア・ダイヤモンド・モデルを分析のベースとし、そのなかでもとくに家族と国家の役割の動態について考察する。ベトナム中部ハティン（Hà Tĩnh）省で2018 - 2019年に実施した村落地域の高齢者世帯へのインタビューと革命功労者養護施設での実地調査をもとに、とくに高齢者の居住形態の選択に注目し、ケアをめぐるアレンジメントにかかわる調査地の地域性と時代性を特徴づける主要な要因として、「革命」「戦争」の経験とそれに関連した（南ベトナムへの）家族の「移動」という要因を抽出した。そこから、戦時総動員体制を基盤とした国家によるケアや、子どもの同居・近居を基盤とした家族ケアの変化の動態を示すことができた。

キーワード：ベトナム、高齢者ケア、ケア・ダイヤモンド、戦争、移動

1. 序論

(1) 研究の背景

ベトナムでは、近年、高齢者ケアが社会問題として顕在化しつつある。ベトナムではもともと高齢化率も低く、また、子どもたちが高齢者の近くに住んでケアをおこなうことが多かったため、ケアを必要とする高齢者が完全に孤立することは少なかった。しかし、近年では、高齢化の進展や、経済成長にともなう人口移動の影響などにより、気軽に頼ることのできる家族や親族が近くにいないケースもみられるようになっている [赤塚 2013; 加藤 2019a: 184-185]。また、これまでは革命や戦争に貢献したことで家族を失ったり傷病者となったりした高齢者に対しては、国家による手厚い援助がおこなわれることが多かった [Nguyen 2015: 1330]。しかし、ケアを必要とする高齢者に占める革命や戦争の功労者の割合は減少しつつあり、一般の高齢者ケアへの幅広い対応が必要になってきている。ベトナムの高齢者ケアについて社会福祉学的観点から面接調査を続けている赤塚俊治はドイモイ政策（1986年）以降の市場経済制度の導入や価値観の変化のなかで、農村から都市への人口流動、経済格差の拡大、家族の相互扶助

機能の低下、世代間の価値観のギャップの増大などがおこり、そのために生活不安や孤独感を感じながら社会から取り残されて生きる高齢者が増加していること、また、そういった高齢者への適切なソーシャル・サポートの構築が急務であることを指摘している[赤塚 2004；2005；2010；2013；2015]。

さらに、近年、EPAによるベトナム人看護・介護人材の受け入れや看護・介護の技術移転がさかんになるなか[比留間, 天野 2013；2014；2019]、日本でもベトナムにおける高齢者ケアや看護・介護の理念と実践について、現地のニュアンスを踏まえたわかりやすい発信をすることへの社会的要請が高まっている。また、ベトナムから日本に渡航する看護師や介護福祉士(候補者)の動向も含めたグローバル・ケア・チェーン[Iwai 2013；加藤 2018]のなかで、日本へのケア人材の主要な提供元となるベトナムの地域社会における高齢者ケアのありかたについて考察することも、ケア人材の受け入れ国の責務として重要である。

ベトナム地域研究者としては、こういった社会的課題に即応する必要があるいっぽう、そのような議論の基礎となるベトナムの国家制度や家族制度についての基礎研究にもあらためて力を注ぐ必要がある。また、ベトナム地域研究者にとっても、喫緊の課題である高齢者ケアについて考察することは、ベトナムの社会と文化の動態をより深く理解するための絶好の機会となるだろう。

高齢者のケアについて考える場合、高齢者がどこで、誰と、どのように住まうか、という問題はきわめて重要なポイントとなる。ベトナムでは社会の「近代」化にともなう価値観や経済状況の変化により、自立した生活を望む都市部の裕福な高齢者が登場するいっぽうで、独居を余儀なくされる村落部の高齢者もみられるようになるなど、高齢者の住まい方をめぐる多様化も顕在化しはじめている[チャン 2019]。高齢者の居住形態については、高齢者本人が能動的に選択している場合もあれば、本人の意志とはほとんど関わりないかたちでアレンジがおこなわれる場合もある。そのような居住形態を選択するに至った経緯を、当事者たちの主観的な語りにも注目しつつ、つぶさに観察していくことが重要となる[加藤 2019a：183-184]。

居住形態の選択を含めた高齢者のケアをめぐるアレンジメントには、関係者の利害、感情、生活の便宜などの調整[天田 2015；平山 2017：36-40]だけではなく、ケアをとりまくさまざまな制度の利用、改変、再配置なども含まれている。この論文でもその一端を示すように、ベトナムでは、高齢者ケアをめぐる、国家による福祉制度の整備(困窮した高齢者への定額給付制度など)、家族制度の再編(同居・別居の多様な実践、祖先祭祀のありかたの変化など)、公営の高齢者養護施設の利用法の変化、コミュニティ・ケアをめぐるプロジェクトの展開、看護・介護職養成機関のグローバルな連携など、さまざまな制度の変化が同時に動きだしている。

(2) ベトナムにおける高齢者をめぐるケア・レジームの構成

このようなケアの諸制度の布置と動態を分析するうえで、ケア・レジーム論の考え方がひとつの手がかりになる。そのなかでも落合恵美子 [Ochiai 2009] が提唱するケア・ダイヤモンド・モデルは、欧米諸国が長期間かけて経験してきた「近代」化にともなう社会変化を短期間で経験したアジア諸国や、自由主義諸国とは別ルートで「近代」化を経験した(旧)社会主義国における近年の福祉課題への対応を、社会民主主義型、自由主義型、保守主義型といった欧米基準の福祉レジームからの亜流として理解したり、「アジア的家父長制」といった文化的特殊性によって説明したりするのではなく、それぞれの国が時代的要請に即応しながら、国家、家族、コミュニティ、市場の四つの領域にどのような比重で福祉を(ときにその場しのぎ的なかたちで)担わせることによってケアのニーズに対応してきたのかを図式化することで、各国のケア・レジームの相互比較を可能にする点で有効である。また、あとでも述べるように、ケアの対象(児童、高齢者、障害者など)ごとのケア・レジームの相違に注目している点も、人口学的傾向や時代性のなかで変動する各国のケア・レジームを分析するうえで有効なフレームワークとなっている。ただし、個々の事例をみていこうとすると、比較の軸として設定される国家、家族、コミュニティ、市場という四領域のニュアンスがそれぞれの社会で異なっていることが明らかになってくる。また、ケア・ダイヤモンド・モデルを構成する各領域の境界はさまざまなかたちで相互に入り組んでおり、それらの領域をつくるための諸実践の動態こそが分析のテーマとして重要になってくる[森 2019: 6-7]。さらには、落合のモデルがケアの供給主体のバランスに注目するものであるいっぽう、実際には、ケアの受け手による供給主体へのアプローチに注目することも重要である。

落合らはアジア諸国(日本、中国、台湾、韓国、タイ、シンガポール)で統一された調査票をもちいたケア・ダイヤモンドの比較研究を試みている。そこからは、家族領域への依存度の高さなどの共通項が見いだされるとともに、同じアジア諸国においても、それぞれの国で福祉が課題として浮上してきた時期の違いなどによって対応が様々であることがあきらかになっている。ベトナムについては、このときの比較研究の対象にはなっておらず、ここでは定量的な比較検討についての資料を提示することはできない。右の図では、本論の議論の足がかりとして、数量データに基づかない印象論的なものではあるが、従来の議論に沿うかたちで現代のベトナムにおける高齢者ケアをめぐるケア・ダイヤモンドを示してみた(図1)。現代ベトナムの高齢者ケアについては、他のアジア諸国と同様に家族の役割が大きく、国家の役割もある程度の

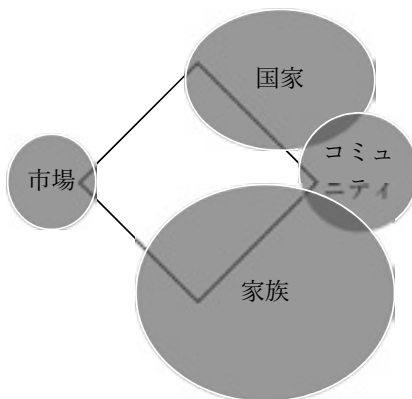


図1 ベトナムにおける高齢者をめぐるケア・ダイヤモンド

重要性をもつ一方で、コミュニティは国家や家族とリンクしつつもあまり重要な役割を果たしておらず、市場についてはまだ顕在的な領域としては現れていないとみられている。以下、先行研究にそって各領域の役割を略述していく。

a) 国家

ベトナムの高齢者ケアにおける国家の役割を理解するうえでは、それがベトナム戦争における総動員体制を基盤としたものであるという側面が重要である。ベトナム戦争時代には国家が女性を家族のケアに積極的に動員するなどしており [レ 2010]、ほかの多くの近代国家と同様、総力戦体制は同時にケアの体制でもあった。現在でも、ベトナムにおける国家による高齢者ケアの第一の対象者は「烈士の妻」や「ベトナム英雄の母」と呼ばれる戦争で夫や子どもを失った寡婦たちや、実際に戦場に出ていった傷病兵たちである [京楽 2014 ; Nguyen 2015: 1330]。また、年金が受給できるのは、公務員、国営企業労働者、および退役軍人の一部に限られてきた。他方で、高齢者一般にむけた福祉政策については、高齢者の人口比が少なかったことや、家族ケアに依存することが可能であるとの見通しのもとで後手にまわってきた。近年の目立った施策としては、2009年の「高齢者法」のもとで80歳以上の困窮高齢者に対する定額給付金制度が創設されたことがあげられる程度である。健康保険については任意加入であり、70歳以上の高齢者に対しての加入補助があるにとどまっている。国民皆年金や国民皆保険についての議論は近年になってようやく始まったばかりである。このような高齢者福祉の対象の狭さは、ひとつには、社会主義国家の理念としてはすべての人民の生活を保障することが建前であるため、長いあいだ「福祉」は不要であるとして制度構築をおこなってこなかったことが背景にある [黒田 2003 : 11]。そのうえ、1980年代以降、IMFや世界銀行の誘導のもとで自由市場的な経済システムを導入するなかで、社会主義国家体制のもとで実施してきた包括的な生活保障を抑制したため、社会福祉政策の対象となるべき人々へのケアの網の目の整備がさらに遅れたという側面もある [黒田 2003 : 13-15]。このようななかでベトナムにおける高齢者ケアに対する国家の役割を分析するにあたっては、総動員体制を基盤とした一部の高齢者に対する既存のケア制度（たとえばこの論文で紹介する革命功労者養護施設など）がどのように再編されていくのかを観察することが重要なポイントとなってくる。関連して、従来、国家による保護の対象からはずれてきた人々（たとえば旧南ベトナム側についていた人々など）をどのように国家福祉制度に包摂していくのかも注目すべきポイントである。

b) 家族

現状において、ベトナムにおける高齢者ケアのおもな担い手は家族である。ベトナムの家族については歴史学、文化人類学、家族社会学、人口学などの専門家による豊富な研究蓄積がある。しかし、これまでの議論はベトナムの家族制度の類型的な理解に焦点をあてる傾向があ

り、高齢者ケアをめぐる家族の動態を分析するための理論的枠組みとしては不十分であった。

ベトナムの主要民族であるキン（Kinh）族の家族制度については、儒教的理念のもとで長男が親を扶養することが規範であると理解されてきた。他方、末子が結婚後も親と同居するケースも多く見られ、一種の末子相続制度が存在するとの議論もみられる。また、婚出した娘が積極的に親の扶養に関与するケースも多い。北部ベトナムや、本論で事例としてあつかう北中部ベトナムの村落地域では、「四代同堂」ということばに代表されるような多世代同居が規範とされつつも、実際には息子たちが結婚とともに屋敷地内に独立した家屋をかまえて近居のかたちになったり〔末成 1998：232-242〕、あるいは働き口を得て村を離れてしまう場合が多い。祭祀の責任は長男にあるいっぽう、親がどの息子の家族と同居・近居することになるかについては状況次第である。南部ベトナムでは娘夫婦との同居も頻繁に起こる。

このようにベトナムの家族制度については相反する規範や実践が並存する状況がみられる。従来、こういった矛盾は、たとえば北部と南部の地域的な違いであると説明されたり、東アジア的家族制度と東南アジア的家族制度の相克であると説明されたりするなど、静態的な地域文化論の枠組みで説明されることが多かった〔Kato 2016: 7-9〕。そのような分析の枠組みで説明がつく部分はもちろんあるものの、実際に人々が相反する規範やルールを状況に応じて使い分けたり、改変したり、巻き込まれたりしながら高齢者ケアをめぐる家族関係をやりくりしている状況を分析するための議論の枠組みとしては不十分である。近年では、家族祭祀にかかわる規範と実践の変容〔Iwai 2017；加藤 2019a：195-196〕、扶養の権利・義務についての規範意識〔比留間 2016：151-153〕、高齢者扶養における女性親族の役割（祭祀権・財産権など）に関する東アジア社会の比較研究〔宮沢 1996；2016；2017；Miyazawa 2016〕などの視点から、ベトナムにおける家族のありかたの動態についての研究が進められている。

ベトナムの高齢者の居住形態の選択についても、1990年代初頭以降、英語とベトナム語で数多くの研究が発表されてきた。ただし、それらの研究は、いっぽうでは上記のような家族制度の類型論による説明を試みたり、他方では、さまざまな実践的対応を世代間交換論や人々の融通無碍な生存戦略などの合理的実践として描くものだったりする。それらの研究では規範と実践の乖離についての指摘はおこなわれているものの、規範と実践の相互関係の動態を分析するための理論的な枠組みは十分に提供できていなかった〔加藤 2019a：186-191〕。

このように、ベトナムは家族制度をめぐる複数のときに矛盾する信念が立ち現れるような複相性〔cf. 杉島 2014〕をもった社会である。このことを念頭におくならば、ケアにおける家族の役割とその変化を理解するためには、単純に家族規範がAからBに移行するというような理解ではなく、むしろ、それぞれの家族が個々の状況に応じるかたちで、どのような規範を選択的に想起しつつケアの調整をおこなっているのかに着目することが重要となる。

c) コミュニティ

高齢者ケアにおけるコミュニティの役割は限定的である。ベトナムの「伝統」的村落共同体における高齢者ケアについてみると、たしかに国家や村落の法規文書が高齢者の扶養についての理念をさまざまに規定してきたことがわかる。しかし、実際にかつての村落が高齢者をはじめとする困窮者に対する相互扶助を広範にわたって制度化していた形跡はない [加藤 2019b: 78-80]。1980年代後半のドイモイ路線の採択以降、計画経済と農業集団経営を解体する動きのなかで、かつての村落共同体の「復興」をめざす動きが起きたものの、そこでおこなわれたのは「民主」化の名のもとでのコミュニティ・ガバナンスの強化であり、そのなかでうたわれる相互扶助はかならずしも「伝統」に基づく日常の実践としての実態をともなったものではなかった [加藤 2019b: 70-81]。じっさい、村落における相互扶助についての社会統計学的な調査からも、コミュニティ機能に基づく手段的支援の脆弱性と、あらたなソーシャル・サポート・システムによる補完の必要性が指摘されている [後藤 2014: 2015; 2018; 2019]。また、ハノイ市郊外の在宅療養高齢者への面談調査をおこなった佐藤宏子も、地域での近隣住民との交流を楽しむ高齢者が多いいっぽうで、実際的な地域活動の停滞に不満を持つ高齢者も多いことを指摘している [佐藤 2014: 45]。

ベトナムにおける高齢者ケアをめぐるコミュニティの役割は今まさに施策的に強化される過程にある。ベトナムにおけるコミュニティ・レベルの高齢者ケアの制度化をめぐる動向をみると、ベトナム語でいうところの「社会化」(xã hội hoá) [see Nguyen & Chen 2017: 233-236] がひとつのキーワードになっている。ここでいうケアの「社会化」とは国家に依存しないケア体制の構築、あるいは民間の活力の動員を意味する [加藤 2019b: 84]。この論文では紙幅を割く余裕はないが、そのような動きとも関連しつつ「多世代相互扶助クラブ」(Câu Lạc Bộ Liên Thế Hệ Tự Giúp Nhau) のように国際援助団体の支援のもとでアクティブ・エイジングなどの理念をかかげて地域社会におけるコミュニティ・ケアを活性化しようとする運動もでてきている。上述の村落共同体の「復興」の動向とも照らしあわせつつ、既存の地縁・血縁関係を越えてどのようなコミュニティ制度の構築がおこなわれようとしているのかを分析することが必要である。なお、都市部におけるコミュニティ・ケアの動向の研究については、まだ顕著な研究はみられない。

また、近年では、宗教組織などの社会団体による高齢者ケアがみられるようになってきている。高齢者の居場所としての宗教施設についての言及はこれまでもあった [Soucy 2012: 124-125]。しかし、宗教組織による高齢者ケアについての研究はまだ少ない [たとえば、秋山ほか 2019]。

d) 市場

市場の役割はごく限定的であると言われてきた。都市部では高齢な家族メンバーのケアを担

う家事労働者を雇用するケースも散見されるようになってきているものの、まだ、一般化の兆しはみられない。自費で入居できる民間の高齢者施設の数のごく少ない。ただし、この論文で言及するように、国家が運営する養護施設の自費利用など、高齢者ケアにおける市場的选择もみられるようになってきている。国家が供給するケア施設を市場的に活用する状況を上記の図式にどのように組み込んで理解するかが課題となる。また、この論文で取り上げる余裕はないが、民間施設に社会政策対象者を収容するケースなどもある。

まとめると、現代のベトナムは、国家によるケアの総動員体制からの移行が間に合わないなか、人口構造の変化や構造調整の圧力などがもたらす「圧縮された近代」[Chang 1999]のプレッシャーに押されつつ、「伝統的」な家族ケアに依存したり、コミュニティによるケアの「復活」に期待したり、あるいは国家が運営する養護施設の市場的利用を模索したりしながら、ようやく福祉国家体制を整えようとしている過渡期的な状況にあるとみることができる。

(3) 本論の主張と調査の概要

以下では、著者のひとりである加藤敦典が2000年代初頭から継続的に文化人類学的な調査をおこなっているベトナム中部のハティン（Hà Tĩnh）省（図2）を事例として、ベトナムの地域社会における高齢者の居住形態の選択をめぐり、それらの選択を可能にする装置の一端として、村落部における高齢者世帯と省の社会養護施設をとりあげて考察する。以下では、当事者へのインタビューをまじえつつ、ケアを受ける側の主観的認識にも注目しながら、それぞれの場でのケアのアレンジメントについて考察していく。その際、高齢者のケアと居住形態の選択を規定する地域や時代に特有な要因を抽出することに注力し、とくに「革命」「戦争」の経験と、それに関連した（南ベトナムへの）家族の「移動」が、この地域の高齢者ケアをめぐりアレンジメントを決定する大きな要因となっていることを指摘する。また、従来の議論ではあまり見えてこなかった、国家によるケアと家族によるケアの相互関係や国家の養護施設を利用した市場によるケアの供給の位置づけなどについても議論する。

以下に紹介する事例は、筆者らが2018年度から2019年度にかけて実施したフィールド調査をベースとしている。これらの調査では加藤が従来から現地調査をおこなっているハティン省ロックハー（Lộc Hà）県タックチャウ（Thạch



図2 ベトナム全図

Châu) 社(「社」(xã)は村落部の最末端行政単位)における高齢者世帯でのインタビュー、ハティン省労働・傷兵・社会局(Sở Lao Động, Thương Binh và Xã Hội)での聞き取り、およびハティン省革命功労者療養・社会養護センター(Trung Tâm Điều Dưỡng Người Có Công và Bảo Trợ Xã Hội Hà Tĩnh)での職員と入居者へのインタビューを実施した。なお、これらの調査においては、京都産業大学研究倫理規程および京都産業大学「人を対象とする研究」倫理規程に基づき、調査内容の説明、調査対象者への配慮、個人情報の保護などをおこなっていることを付記しておく。

2. むらで暮らす、家で暮らす～高齢者世帯でのインタビューより

(1) 調査地の概要

筆者らが高齢者世帯のインタビューを実施したタックチャウ社は省都のハティン市から東に10キロメートルほど離れた人口6,000人弱の村落である。60歳以上の高齢者は約1,000人で、チャン・ティ・ミン・ティーの2016年の調査によれば、高齢者世帯の45パーセントが夫婦で同居、15パーセントが子どもと同居、15パーセントが孫と同居、25パーセントが独居となっている[Tran 2016: 39]。

タックチャウ社の主要な生業は稲作と商品作物としての落花生栽培である。一部の集落は海に面しており、塩田、漁業、エビの養殖業を営む世帯もある。高齢者ケアに関連して注目すべきこの地域の特徴のひとつとして、住民が積極的に外に出ていく傾向性を挙げることができる。天水に頼る稲作の生産性は低く、住民たちは古くから子弟に教育を与えて村から外に出すことに力を入れてきた。実際、同社はファン・フイ・イック(Phan Huy Ích 1751-1822)などの著名な儒者を中央に輩出した「文化」の村として有名である。ハティン省はベトナムにおける共産党運動の発祥の地であり、また、ベトナム戦争中は北ベトナムに属していた。そのなかで、タックチャウ社の住民の多くはベトナム戦争中から共産党政権に協力的で、政府、国営企業、教育機関、人民軍などにかかわるかたちで村の外に出て働く人が多かった。高齢者のなかにはこれらの機関で働いていたために、引退して帰郷したあと年金を受給しながら生活している人も多い。また、南北統一後には国家主導の新経済区(入植)政策に応募するなどして、南部ベトナムに移住した人も多い。現在でも、進学のために首都ハノイや中部や南部の大都市に転出する人、南部の各省に親族を頼って就職のために移住する人が多くいる。高齢者の居住形態についてタックチャウ社とベトナム南部のクアンガイ(Quảng Ngãi)省の貧困村との比較研究をおこなったチャン・ティ・ミン・ティーの調査によれば、タックチャウ社の高齢者は子どもや孫と離れて暮らすケースが多く(若者に地域を離れるチャンスがあるということでもある)、かつ、むらに残った高齢者の生活も比較的安定していることが示されている[Tran 2016: 40-41]。

また、同調査によれば、タックチャウ社の高齢者は大衆団体や娯楽クラブなどの社会活動への参加が比較的盛んである [Tran 2016: 43]。逆にいうと、同社の高齢者の社会活動のよりどころは、もっぱら高齢者会（国家公認の大衆団体のひとつ）やそれに付随する各種の娯楽クラブに限られているということもできる。ベトナムでは仏教寺院が高齢者（とくに女性）のコミュニティとして機能している場合が多い [Soucy 2012]。しかし、タックチャウ社ではベトナム戦争中に共産党政権の指示に従って伝統的な村の集会所や仏教寺院など「封建的」な建造物をすべて破壊してしまい、現在もそれらは復元されていない。そのため、高齢者の社会活動の場が国家の提供するサービスに限定されることになっているのである。

このように、以下の事例は、かならずしもベトナムの村落社会のありかたを代表するものではなく、農業生産性が低く、現政権に親和的で、移住者が多く、高齢者のよりどころとなる社会組織として国家公認の大衆団体の役割が目立つといった特徴をもつ村落の事例であることに留意しておく必要がある。

以下では、配偶者と死別しているケース2例と夫婦同居のケース2例をみていく。これらのインタビューでは、いずれも、従軍に対する補償の問題と南部ベトナムへの家族の移住というテーマが共通する話題として登場することがわかる。なお、最初に紹介する独居高齢者の困難な境遇にくらべて、残りの3世帯は比較的家族のサポートに恵まれているようにみえる。これは最初の独居高齢者が筆者らの「飛び込み」によるインタビューであったのに対して、残りの世帯はタックチャウ社の高齢者会の推薦のもとで訪問した「模範的」な世帯であることが関係していると考えられる。

(2) 配偶者と死別しているケース

ケース1 ガーさん（女性） インタビュー実施日：2018年8月16日

まず、独居高齢者のガーさんの事例を紹介する。タックチャウ社では、先に少しだけ言及した多世代相互扶助クラブが積極的に活動をしている。同クラブで高齢者訪問支援ボランティアをしているシーさんという女性にインタビューをした際、彼女がガーさんの買い物の支援などをしているとのことだったため、ガーさんにも話を伺うことにした。ガーさんの家は幹線道路をはさんでシーさんの家のななめ向かいにある。軒先はがらんとしたガレージになっており、ガレージの入り口には鉄格子がおりていた。ガーさんはその鉄格子の脇に椅子を置いて、ガレージのなかから往来の様子を眺めていた。

ガーさんは1938年生まれで、夫は抗仏・抗米戦争に参加したものの戦場から「戻ってこられたことを喜ぶあまり」に各種の証明書類を紛失してしまい、何ら恩賞を受けることができなかったという。ガーさんは隣に住む長男のアルコール依存症に手を焼いている。次男は退役軍人で南部に住んでおり、三男はまだ軍隊に在籍中である。娘のひとりには南部におり、もう一人は近所に住んでいる。ガレージには長男の息子のバイクが置いてあった。

現在は高齢者に対する国からの定額給付金の月額 280,000 ドン（およそ 1,400 円。当時のレートはおよそ 1 円 = 200 ドン）と、子どもたちからの送金で生活している。南部に行った息子たちといっしょに暮らしたいという願望はあるものの、現在の土地を売るにも、夫の父親の土地の一部を譲り受けただけなので土地証明書がなく売却もできず、行政に解決を依頼すると「手数料」をとられるのだという。とはいえ、家を建てるときに借金をしており、土地を売らないことには南部に移住して暮らすことはできない、とのことだった。

多世代相互扶助クラブのボランティアについては、ときどき「遊びによってくれる」(di qua cho vui)と言っていた。日常的な買い物については近くに住む娘がやってくれるとのことで、ボランティアのシーさんの話とはズレがあった。

インタビューのあいだじゅうアルコール依存症の長男への不満と自分の境遇への愚痴を繰り返していたことが印象的だった。この集落で長期にわたって調査をしている加藤の知る範囲では、少なくとも、長男は日常的な農作業や社会生活をそれなりにこなしているように見うけられる。もちろん、ガーさんの長男が家庭内でどのような態度をとっているのかについてははっきりしたことはわからない。いずれにせよ、ガーさんにとって長男が心労の種であることは確かかなようだった。客観的にみるとガーさんのまわりには家族や近隣住民によるサポートがそれなりに配置されている。そのことと自身の境遇についての認識上のアンバランスは、ある社会のケア・レジームを誰の視点から理解すべきか、という問題を喚起してくれる。客観的にみれば家族や共同体からの支援はそれなりにおこなわれているものの、ガーさんの視点からみれば、それらはあまり頼りにはならず、また、南部に移住して息子と同居することも有力な選択肢に見えるいっぽうで、ガーさんは何かと理由をつけてそれを拒んでいるようでもあった。コミュニティによるケアについても、少なくともガーさんの感覚からすると、制度化された支援とは程遠いものに見えるようだった。

ケース2 クックさん（女性） インタビュー実施日：2019年8月16日

次のケースは、夫との死別後、屋敷地を単位とした息子たち家族との生活の共同がおこなわれている例である。長子たちの結婚にともなう独立、末子の同居（あるいは近居）という、この地域の典型的な家族のライフサイクルのなかで老親のケアの調整がおこなわれている事例として理解することができる（ただし、この事例では三男が未婚のまま母親と同居し、末子の四男が結婚して近居しているという点でややイレギュラーである）。

クックさんは1947年生まれで、インタビュー当時73歳だった。夫は、約20年前に53歳で亡くなっている。夫は軍隊には行っていたものの十分な証明書類がなかったため、4,000,000 ドンの一時金しかもらうことができなかった。クックさんには4人の息子がいる（娘は6歳のときに夭逝）。長男は46歳で中部高原のダックラック（Đắk Lắk）省に在住しており、3人の子どもがいる。次男は44歳で南部のホー・チ・ミン（Hồ Chí Minh）市に在住しており工作機械の

仕事をしている。10年生（日本の高校1年生に相当）と5年生の子どもがいる。三男（1983年生まれ）はまだ結婚しておらず、クックさんと同居している。四男は1986年生まれで、結婚後、クックさんの家に隣接する長男が建てた家に住んでいる。現在は日本に出稼ぎ中で、嫁と子どもが家に残っている。クックさんは三男および四男の家族といっしょに食事をとっているという。

収入面に関しては、3サオ（1,500平方メートル）の農地を耕し、落花生の栽培時期には300キログラム（2,000,000ドン相当）の収穫がある。日本にいる四男からの送金は四男の妻が管理している。年金はもらっていない。

クックさんは、国家や共同体の支援にあまり頼らずとも、息子たちの同居、近居、送金による手厚いサポートによって、比較的に安定した老後を過ごすことができている。息子たちは国外を含め遠方へ移住しているものの、そのことがかえって家族に経済的な安定ももたらしめている。南北統一による南部への移民、グローバル化がもたらした海外出稼ぎ労働といった移動の機会を家族がうまく活用し、ケアの資源を豊富化させているということができる。

(3) 夫婦同居世帯

ケース3 マインさん夫妻 インタビュー実施日：2019年8月16日

次に夫婦同居の事例を紹介する。ここでも南北統一にともなう家族の移動がケアをめぐる調整にかかわる重要な要素として立ち現れている。

マインさんは1941年生まれで、訪問時79歳だった。妻のチュンさん（1939年生まれ、80歳）とふたり暮らしである。夫婦は同じ集落内の幼馴染だった。夫婦には3人の子どもがおり、全員結婚して独立している。長男は55歳で、ベトナム中部のコントゥム（Kon Tum）省に移住し、すでに退職している。次男もコントゥム省在住で、まだ現役で働いている。長女は南部のビンズオン（Binh Duong）省に在住している。

二人の息子たちは、南北統一後ほどなくして中部高原にあるコントゥム省の新経済区に移住した。移住当時、長男は17歳でコントゥム省への移住を決断した。すでに親戚が現地に移住していて暮らし向きについて情報を得ていたという。長男は移住先で高校を卒業し、現地ですのまま就職した。長男の移住については「反対どころか、むしろ奨励した。次男も移住し、現地の高校を卒業した」とのことだった。長男夫婦は1男1女、次男夫婦は1女1男をもうけている。末娘は軍隊に入り看護師として働き、3年前に結婚した。彼女は独身時代、兄たちとコントゥム省で暮らした後、結婚を機に南部のビンズオン省に移住している。現在は夫との間に2人の息子がいる。

マインさんは1959年から69年までの10年間、人民軍に従軍した。マインさんは傷兵で、月額1,500,000ドンを国から支給されている。この金額は傷兵のカテゴリーのうち最も軽度なカテゴリーへの支給額である。復員して帰郷後は、農業生産協会の生産隊で書記を務めた。

妻のチュンさんは、1980年代に入って世帯単位の生産物請負制が施行されるようになるなかで、家族（4人）に対して4サオ（2,000平方メートル）の土地を分配され、農業で生計を支えた。

マインさんの夫婦はふたりとも高齢者会に参加している。高齢者会ではメンバーで基金を積み立てており、病気やけがをしたメンバーの自宅や病院を見舞う際に購入する品物（果物やコンデンスミルクなど）の代金はここから支出されるという。なお、マインさんは来年80歳になるので、国から定額給付金が支給される予定である。

マインさん夫婦は長らく二人だけで暮らしてきたが、妻のチュンさんが目の手術をしたことを契機として、前年から次男の妻と孫娘が同居するようになった。それ以来、次男の妻が日常的にチュンさんの看護をしている。次男の妻はコントゥム省の住所からタックチャウ社に住民票を移したうえで（つまり、一時居留という形ではなく）夫の両親のサポートをするようになっている。調査時にはコントゥム省に住む長男がチュンさんの眼科病院での治療の付き添いのために一時帰省しており、チュンさん、長男、次男の妻の3人は家にいなかった。ただし、マインさんは妻に付き添っていった者として長男の名前しか挙げず、次男の妻のことを失念していた。看護のために長男の妻を呼び寄せることはないのか、との質問には「長男の妻は、まだ働いており退職していない。国家公務員である」との回答があった。

マインさんは長男に帰郷して家を継いでもらいたいと語っていた。彼自身も長男で、12代続くゾンホ（父系出自集団）の長であるという自覚が強い。マインさんは、今後、誰もこの家に住まないのであれば自宅をこのまま家族の「記念館」（「家族の祠堂」という場合もある）[Iwai 2017；加藤 2019a：195-196]にするつもりだという。このことに関連して、高齢者法に記載されている父母の扶養の権利と義務 [比留間 2016：151-153] についてマインさんに質問したところ「私の権利は祖先祭祀権があることであり、私の義務は祭祀を子ども世代に引き継ぐことである」との答えが返ってきた。3人の子どもたちは村を離れているため、今後のことを考えて遺書を作成しようと考えているとのことだった。

この家族では、次男に代わって「里帰り」した嫁が孫娘とともに同居し、夫の両親の身の回りの世話をすることで老親のケアについてはひとまず家族内で一定の解決をみているようであった。特に、高齢の妻の眼の手術という深刻な課題に際してこのような家族内の人員配置の調整がおこなわれたことは、ケアの供給源として家族が果たす役割の重要性を示すとともに、逆に高齢者をめぐるケア・レジームにおいて家族が担う負担の大きさを示す事例にもなっている。

さらに詳しく見れば、家族のなかで誰がどのような点でケアを担うのかをめぐるジェンダー規範も明らかになってくる。マインさんにとって、実際に自分たちのための日常的なケアをおこなっている次男の妻の存在は極めて希薄である。実際、インタビューの冒頭でマインさんは自分たちは二人暮らしだといって次男の妻のことは失念していた。また、上述のように妻のチュンさんに付き添って病院に行ったメンバーからも次男の妻の名前は抜け落ちていた。他方

で、マインさんの言葉からは、長男に対する強い期待がうかがわれる。長男が一時帰省したのは、おそらく高齢の父に代わる家長代理として母親の病状や手術代を含む治療費などについて医師から説明を受けるためであろう。また、祭祀の継承という観点からも長男に大きな期待を抱いている。このような家長（代理）としての長男への期待と、ケアの穴埋めを期待される次男の妻に求めるジェンダー役割の相違について、マインさんは当然のことと感じているようであった。

南北統一を契機に息子たちを南部に送り出したマインさん夫妻は、いま、自分たちのケアのために彼らの帰郷を願っている。しかし、長男夫婦の帰郷が容易には望めないなか、家族内からかわりのケアの担い手として次男の妻に白羽の矢を立てることとなった（もちろん、このインタビューでは十分に把握できなかったものの、次男の妻の側にも積極的な移住の理由があるのかもしれない）。また、将来的に長男が帰郷できなかった場合には、祭祀の場としての自宅を最近のブームに乗って家族の「記念館」にしてしまおうということも考えている。

マインさんは傷兵としての補償を受けているなど一定の収入源をもっており、それゆえに家族内での発言権を維持しているのであろう。その意味では、国家によるケアをベースとして、家族内のケアのアレンジメントにおいて高齢者自身がエイジェンシーを発揮している事例として理解することができる。国家による戦争保障の充実が家族によるジェンダー化されたケア体制の維持・強化をもたらすような関係にあるということができる。ただし、そこで構築される家族の体制は、必ずしも長男の帰郷・同居という規範的なものではなく、次男の妻への期待や家屋の祠堂化といった「次善の策」をとりこんだものとなっている。

ケース4 ドゥオンさん夫妻 インタビュー実施日：2019年08月16日

最後に紹介する事例は、地域の自治活動に積極的に参加するなど、コミュニティとのつながりが比較的強い家族のケースである。また、年金こそもらっていないものの、ベトナム戦争中に夫婦で海岸警備に従事していたことなどから医療費補助を受けており、その意味では国家からのケアも十分に受けている。夫婦は依然として自立した生活を送ってはいるものの、屋敷地内に住む長男からは日常的なサポートを受けており、また、祖先祭祀などの死後のケアについても長男におおいに期待しているようである。

ドゥオンさん（男性）は1949年生まれで調査時は70歳だった。7人兄弟だが、日本軍政下の1945年に発生した飢饉〔早乙女 1993；古田 2016：22-31〕によって兄弟はみな餓死してしまった。そのため、ドゥオンさんは一人っ子として育った。高校を卒業後、一人っ子だったため軍隊には行かず、初学者の教師（*đầy võ lòng*）になった。その後、ハティン省の水利関係の労働者を経て、1973年から国営石油会社に勤めたが、1997年、48歳のときに会社を辞めて、農業をするようになった。

妻のカインさん（69歳）は1950年に夫と同じ集落で生まれた。ドゥオンさん夫妻は4人の

子どもをもうけた。長男は1969年生まれで、いまはソム(xóm:社の下集落単位)の住民組織の長と共産党支部副書記長を兼任している。長男の家族はドゥオンさんの家のとなりに住んでおり、子どもが4人いる。次男の家族はホー・チ・ミン市に住んでおり、同じく子どもが4人いる。長女の家族は近所に住んで農業をしており、子どもが5人いる。三男は2018年8月以降、日本で技能実習生として働いている。日本に行くための経費はすべて父親であるドゥオンさんが用意した。三男の妻は3人の子どもといっしょに中部のタインホア(Thanh Hóa)省の実家に戻っている。

ドゥオンさんは会社での勤務年数が不足し年金は受給していない。耕地が2サオ(1,000平方メートル)あるものの、いまは体力がないので長男に耕作させている。1,000キログラムの米の収穫があり、そのうち200キログラムを家内消費用に長男から譲り受けている。

ドゥオンさんは糖尿病を患っており、毎月1回、ハティン市の病院に診察に行っている。病院へは長男がバイクに乗せて連れて行ってくれる。上述のとおり、抗米戦争中、合作社の生産隊員として夫婦で海岸警備をしたことにより、以前から診察代は保険から支払われており、また埋葬代も出してもらえることになっている。この辺りにはそのような人が多いという。

ドゥオンさんの長男に「ベトナムの法律に『父母の扶養の権利と義務』という言い方がありますが『権利』とはどういう意味でしょうか?」と訊ねたところ、「長男を通して、扶養のことを相談して決める、ということだ」という答えが返ってきた。この長男の発言はドゥオンさん夫妻と長男が隣接して生計を営んでいることを背景としたものであろう。

ドゥオンさんは高齢者会と農民会の会員、妻は高齢者会の会員である。高齢者会では毎月1回集まりがあり、詩を詠むなどの文芸活動をしている。寺は遠いので(上述のとおり、タックチャウ社では1954-75年の間に寺などを壊してしまい再建されていない)夫婦とも寺での集まりなどには参加していない。妻のカインさんの楽しみは田の仕事と牛の飼育だという。

この集落の世帯数は約200世帯で、そのうちの143世帯がドゥオンさんのゾンホ(父系出自集団)に属している。ドゥオンさんはゾンホの8代目になる。ドゥオンさん夫妻の住む家屋の祭壇では、4世代の家の先祖を祀っている。「夫妻が亡くなったら、長男がこの家に移り住むのか」とドゥオンさんに訊ねたところ、「いや、長男はもう隣の家に住んでいるからこの家には戻らない。ここには祀りに来るだけだ」と答えたあと、「父母がそこにいたら子どももそこにいる」(Cha mẹ ở đó là con ở đó)と続けた。長男が同居はしないものの近くに住んで家屋での祭祀をおこなってくれることへの期待感が感じられた。

(4) 小括

最初に紹介した独居高齢者のガーさんからは、もっぱらみずからの境遇(とくに子どもたちによる自分への扱い)についての怨嗟のこぼれを聞くことになった。客観的にみれば、彼女は近くに暮らす家族・親族や近隣住民のサポートをそれなりに得ているように見えるし、実際に

生活はできているのだから、必ずしも完全に孤独な境遇にいるということではない。家族やコミュニティのつながりが強いと言われるベトナムのなかにあつて(あるいはだからこそ)、それらの支援があてにできないと感じることによる孤立感のなかで生きる高齢者の存在をうかがい知ることができた〔赤塚 2004；加藤 2019c：139〕。

そのほかの3世帯からは、おもに家族・親族のネットワークを活用し住まい方や健康をめぐる調整・協力をおこなっていることを見てとることができた。ある意味で、これらの世帯は革命と戦争に身を投じた「普通」の(あるいは、やや恵まれた)ハティン省の高齢者家族の典型例である。ただし、そのようななかにあつても、従軍への補償が十分ではなかったという認識を多くの人が語っている。また、南北統一を契機とした南部への移動がどの事例でもケアのアレンジをめぐる重要な論点となつており、それが経済面を中心とした家族のキャパシティの強化につながっている例もあれば、他方で、期待するようなかたちで子どもたちの帰郷が望めないため、さまざまなアレンジメントを工夫せざるをえない状況をもたらしている事例もあつた。そのさいに援用される家族規範は長男の役割を中心とした典型的なものではなく、女性姻族によるケアへの期待や家屋の祠堂化などを含めたものとなつており、男性中心的な家族制度を維持しつつもイレギュラーな対応が模索されていることがあきらかになつた。また、高齢者がどこで誰と住むかについては、家屋における祖先祭祀の実践も密接に関係している。家族によるケアの体制を理解するうえでは、死後のケアを視野に入れて議論する必要があることも確認できた。

共産党、軍隊、国営企業などを通して国家とのつながりが比較的強いタックチャウ社の高齢者においても、高齢者における国家の役割は一部の従軍にかかわる保障を除くとあまり存在感をもっていない。ただし、国家から受ける保障を背景として、家族内で高齢者が一定の発言権を維持しているような場合には、国家によるケアが高齢者の主導による家族ケアのアレンジメントを可能しているということもできる(ただし、それが何らかの意味で望ましいケアの配置であるかどうかはまた別問題である)。

コミュニティ・ベースのケアは、いずれの事例においても、サイド・ストーリー程度にしか言及されなかつた(質問をしてもあまり詳しい答えは返つてこなかつた)。ただし、もともと自治活動などに積極的に関与してきた人については、ある程度、地域でのサークル活動などが生活の楽しみを提供しているようである。

3. 施設で暮らす

(1) ハティン省の社会養護施設の概要

前節ではおもに家族・親族をベースに生活のアレンジをする高齢者たちについて論じた。次に、現状ではまだ数は少ないものの、今後のベトナムの高齢者ケアを考えるうえで重要になつ

てくと思われる施設で暮らす高齢者たちについて考察したい。ここではとくに革命・戦争功労者のために建設された療養施設が一般的な高齢者ケアに流用されている状況を見ていく。同時に、そのなかで暮らす人々のライフ・ストーリーから、ここでも戦争や移動といった契機が彼らのケアをめぐるアレンジメントに大きな影響を与えていることを指摘する。

ハティン省労働・傷兵・社会局でおこなった聞き取りによれば、2018年の時点でハティン省内には約170,000人（人口の約12-13パーセント）の高齢者がおり、そのうち約43,000人が高齢者定額給付金制度の対象者として毎月280,000ドンの給付を受けていた。省内には貧困世帯に属する高齢者が約19,000人おり、そのうち1,188人が「扶養の権利・義務をもつ人のいない高齢者」（*người cao tuổi không có người có quyền và nghĩa vụ phụng dưỡng*）だった。

ハティン省内には四つの公立の社会養護施設（*cơ sở bảo trợ xã hội*）と四つの非公立（*ngoại công lập*）の施設がある（表1）。公立施設では従来の国家の社会政策のラインにそって、革命功労者のケア、児童養護、麻薬依存症患者と精神疾患患者の療養・社会復帰に力を入れている。いっぽう、高齢者ケアにはまだそれほど注力していないことがわかる。四つの非公立施設のなかには高齢者ケアに注力する組織もある。非公立施設のうちの三つはキリスト教団体が運営しており、労働・傷兵・社会局はそれらの施設に対して省の宗教委員会と各教区を通して間接的に介入することしかできないという。もうひとつの枯れ葉剤被害者支援施設については「枯れ葉剤被害者の会」（*Hội Nạn Nhân Chất Độc Da Cam*）が運営母体となっている。

表1 ハティン省内の社会養護施設

公立施設	
革命功労者療養・社会養護センター（ <i>Trung tâm điều dưỡng người có công và bảo trợ xã hội</i> ）	約100名
孤児ヴィレッジ（ <i>Làng trẻ em mồ côi</i> ）	80名
治療・教育・社会労働センター（ <i>Trung tâm chữa bệnh - giáo dục - lao động xã hội</i> ）	約150名（麻薬依存症患者 約85名、精神疾患患者 約65名）
ソーシャル・ワーク・センター、児童養護基金、障がい者職業相談、職業教育、療養、機能回復センター（ <i>Trung tâm công tác xã hội - Quỹ bảo trợ trẻ em, tư vấn, giáo dục nghề nghiệp, chăm sóc nuôi dưỡng, phục hồi chức năng cho người khuyết tật</i> ）	児童養護基金はハティン省労働・傷兵・社会局が管理・運営
非公立施設	
ハティン市ティエンアン・ハウス（ <i>Mái ấm Thiên An, thành phố Hà Tĩnh</i> ）	キリスト教団体が運営
ホンリン市障害児童発達・教育・社会復帰センター（ <i>Trung tâm phát triển giáo dục, hoà nhập trẻ em khuyết tật Hồng Lĩnh</i> ）	ハティン省宗教委員会とホンリン市キリスト教区の管轄
フオンケー県独居老人・孤児ケアユニット（ <i>Cơ sở chăm sóc người già cô đơn và trẻ em mồ côi Hương Khê</i> ）	キリスト教団体が運営
ハティン省枯れ葉剤被害者療養・機能回復・職業訓練センター（ <i>Trung tâm nuôi dưỡng, phục hồi chức năng và dạy nghề cho nạn nhân chất độc da cam/Dioxin Hà Tĩnh</i> ）	「枯れ葉剤被害者の会」が運営

ハティン省には高齢者ケアに特化した公営・民間の「養老院」（いわゆる老人ホーム）はまだつくられていない。ベトナムの高齢者からは養老院に入居したいという希望を聞くことがよくある [cf. 橋本・速水・高橋 2005 : 146]。彼らが養老院をどのようなものとしてイメージしているかは定かでないものの、現実問題として、高齢者養護施設は利用者本位の福祉施設というより、むしろ国家的社会予防政策のための収容施設としてのありかたから脱しきれていない状況がある [赤塚 2004 : 52]。以下に紹介する革命功労者療養・社会養護センターに社会政策の対象者として入居するためには一定の基準が設けられており、誰もが高齢者福祉政策の枠内で入居できるわけではない。そのようななか、現在、ハティン省ではより幅広い高齢者の福祉のニーズに対応すべくいくつかの計画を展開している。そのひとつとして、ハティン省医療短期大学に付属する非公立施設として高齢者介護施設を建設する計画が進行中である (Nghị Quyết 98/2018/NQ-HĐND của HĐND tỉnh Hà Tĩnh về củng cố, phát triển hệ thống mạng lưới cơ sở, trợ giúp xã hội tỉnh Hà Tĩnh giai đoạn 2018–2025, tầm nhìn đến năm 2030)。

(2) 革命功労者療養・社会養護センター

革命功労者療養・社会養護センター（以下、センター）の前身である「ハティン省社会養護センター」(Trung Tâm Bảo Trợ Xã Hội Hà Tĩnh) は 1999 年に設立されている。センターの主要任務は (1) 特別に困難な境遇にあたり扶養者のいない革命功労者の収容・管理・ケア・療養, (2) 社会政策対象者や自費入居者に対する養護施設におけるケア・療養の提供, (3) 社会政策対象者に対する定期的な保養サービスの提供となっている。

センターにはふたつの施設がある。第一施設 (所在地: ハティン市タックハー (Thạch Hạ) 社ドンモン (Đông Môn) 通り) は高齢者のための入居施設である。第二施設 (所在地: ロックハー県タックバン (Thạch Bàn) 社) は革命功労者を対象として数日間の休養 (nghỉ mát) プログラムを提供する海沿いの保養施設であり、毎年、3,200–3,500 人を受け入れている。

以下、第一施設についてのみ見ていく。2019 年 3 月にセンターでおこなった聞き取りによれば、第一施設の入居者数は 98 名で、うち 70 名が革命功労者 (ベトナム英雄の母、身寄りのない傷病兵など)、社会政策対象者 (身寄りのない高齢者、扶養者が社会政策対象者である高齢者など)、および病院では療養できない重度の障害をもつ高齢者で、残りの 28 名が自費入居者だった。なお、設立から 10 年を経た 2009 年の資料によれば、当時の入居者は 42 名 (うち、革命功労者 13 名、社会政策対象者 20 名、自費入居者 9 名) だった [n.a. 2009]。この 10 年間で入居者数は革命功労者・社会政策対象者、自費入居者ともに倍増していることになる。

ベトナムの高齢者施設の内部の様子や経営の実態についてははまだあまり研究報告がみられないので、ここではベトナムにおける高齢者の施設居住がどのような環境でおこなわれているかを把握するため、やや詳細な記述をおこなっていく。

第一施設では、約 2 ヘクタールの敷地にいくつかの区域が設けられている。「住居棟」は当

初、健康な革命功労者のための保養施設として建設したために2階建てになっている。そのため、一般の高齢者や障がい者を受け入れるようになった現在では、2階に上がれない入居者も多く不便とのことだった。自力移動に支障のない人たちの部屋は2人部屋となっており、テレビ、個人用の棚、トイレ、冷暖房などが設置されている。自力移動ができる人のなかには、庭の掃除や菜園の手入れなどを自主的におこなっている人もいる。それ以外の人たちは廊下のベンチに座ったり、歩行訓練をしたり、庭のテーブルに集まってトランプをしたりしていた。自力で移動できる人のなかには認知症の人もおり、徘徊の危険があるため、施設の入り口は通常は施錠しているとのことだった。ただし、日中は守衛がいるので門は開いていることが多いようだった。

「診察室」には1名の男性の医師が常駐している。そのほか、20名の医師助手 (y sý), 看護師 (y tá), および看護助手 (hộ lý) がいる。うち女性が18名で男性は医師助手の2名のみである。入居者に対しては、毎日の健康チェックのほか、1ヶ月に1度、健康状態のよい(動ける)人たちだけを省の病院に連れて行き、診察を受けさせている。

「特別区域」には自由に動けない人たちが居住している。もっとも重度の人たちの部屋には8つのステンレス製のベッドがならんでいる。排泄物の処理等のため、ベッドの真ん中に穴が空いており、下に水が流れるようになっている。冬期に入居者を裸にして体を洗うときのために強力な暖房が設置されている。個人の持ち物などを置くスペースはない。その他の人は2人部屋に入居している。部屋のつくりは「住居棟」のものと同一である。ただし、ベッドは排水可能な設計になっている。

自由に動ける人は「食堂」で食事をし、動けない人たちは自室で食事をするようになっていく(調査日の調理場のボードには自室で食事する人は23名と記載されていた)。食事の形態は固形食を食べる人と流動食を食べる人の2種類に分けられている。訪問した日の食事は、固形食は白米、煮込み料理、皿料理(おそらく野菜)の3品、流動食は色々な食材の入った粥だった。食具はステンレスのスプーンのみである。日本の介護施設のように利用者一人ひとりに対応した個別的な食事形態や食具が用意されているわけではない。テト(旧正月)や高齢者記念日には特別な食事を用意するとのことだった。

そのほか「ミーティングルーム」では1ヶ月に2回のレクリエーション活動などを実施しており、文芸活動や革命映画の上映会などをおこなっている。

自費入居者は健康状態などにより個別にサービスを選択して契約する。だいたい月額4,500,000-6,000,000 ドンの入居費となる。省からは入居者1名あたり月額1,390,000 ドンの「食費」がセンターに給付される。ちなみに2009年当時は療養者1名あたり月額450,000 ドンが行政からセンターに給付されていた(内訳は、食費300,000 ドンのほか、電気代、水道代、薬代、日用品、履物代、病院への送り迎えのガソリン代など) [n.a. 2009]。当時の物価水準を勘案してみると、少なくとも入居者ひとりあたりの省からの給付額はこの10年間で2倍以上になっ

ている。

センターの年間予算は第1施設、第2施設あわせて約13,000,000,000ドンである。うち、労働・傷兵・社会省からの中央予算が約7,000,000,000ドン、ハティン省からの予算（上記の入居者手当等）が約6,000,000,000ドンである。民間からの恒常的な寄付や支援金はない。

職員数は、第一拠点には事務・医療スタッフあわせて約30名、第二拠点のスタッフは約20名である。給与は国家规定によるもので、平均すると月額約5,000,000ドンとのことだった。極端に低賃金ではないものの、決して高給ということではできない額である。職員に対する研修としては、労働省社会養護局（Cục bảo trợ xã hội, Bộ Lao động）が定期的に社会政策や高齢者・精神障害者ケア制度についての研修を実施している。医療・介護・看護関係のトレーニングは実施していない。センターのスタッフよれば、医療スタッフは中等専門学校もしくは短期大学を卒業しているため実技研修は必要ないとのことだった。医療・看護の実技研修がおこなわれない背景には、センターが労働省の管轄で、医療・介護・看護が医療省の管轄であることが関係しているのではないかと考えられる。

(3) 入居者アンケート

入居者の入居年数や家族構成などについて、一部の入居者にアンケートを実施した。アンケートは現地のカウンターパートであるベトナム国家大学ハノイ校ベトナム学開発科学院（Viện Việt Nam Học và Khoa Học Phát Triển, Đại Học Quốc Gia Hà Nội）を介し、センターの職員に依頼して実施した。職員が入居者に聞き取りをした内容を記入したり、入居者との意思疎通が困難な場合には職員がカルテ等を参照してアンケートに記入した。社会政策対象者は70名のうち5名からの回答にとどまった。他方、自費入居者は28名のうち24名から回答を得ることができた。このように調査としては精度に欠けるものであるため、あくまで入居者の全体的な傾向を把握するための参考程度に結果を紹介したい。

まず、あきらかにわかるのは、社会政策対象者は全体に入居年数が長いということである（付録1）。入居したら、そのままずっと施設で暮らし、おそらく多くの人が施設で亡くなるのではないと思われる。

他方、自費入居者は、入居年数が比較的短いことが特徴である。家族の事情などによって数年あるいは数ヶ月のスパンで入退所する人が多いのだろう。年齢・性別にばらつきがあり、全員ひとりで入居している（夫婦で入居というケースはない）。独身者が圧倒的に多いなか、家庭に同居人がいる場合は、本人が障害者だったり、同居する子どもが仕事で忙しくケアをすることができなかつたりするケースが多い。出身地はハティン省内にまんべんなく分布しており地域的な偏りはみられない（付録2）。

(4) 入居者へのインタビュー

ケース5 ニャムさん（女性）インタビュー実施日：2019年08月15日

第一施設では2名の入居者にインタビューをおこなった。まず、社会政策対象者、すなわち国家が完全に扶養する身寄りのない高齢者の事例を紹介する。ニャムさん（付録1には記載なし）は1927生まれ、訪問時92歳だった。彼女はセンターに入居して3年になる。ハティン市内に自分だけが暮らす自宅がある。

ニャムさんは3人姉弟の長女で、下に2人弟がおり、実家は末の弟が継いでいる。1962年、自身が35歳、夫が42歳のときに結婚した。夫は1920年生まれで、南部メコンデルタのドンタップ（Đồng Tháp）省カオライン（Cao Lãnh）市出身である。ベトナム戦争中に「北部集結（tập kết ra Bắc）」をした人だった（北部集結とは、1954年のジュネーヴ休戦協定後、南部の革命活動家が北緯17度線を越えて北部に移動して活動を継続したことを指す）。二人の出会いは中国国境の山岳地域であるラオカイ（Lào Cai）省である。ニャムさんは抗仏戦争期（1946-1954年）にハティン省を離れ、北西部山岳地域のディエンビエン（Điện Biên）市で塩を自転車で運ぶなどの補給部隊として働いた。その後、抗米戦争期にはラオカイ省に移住し、憐灰石（化学肥料の原料）を採掘して生計を立てていた。ニャムさんの例に限らず、抗米戦争期には、成年男性が出征するなか、多くの女性が銃後の生産活動を支えていたことが知られている〔岩井2020：72-73〕。一方、夫はハノイで労働移民の送り出しの仕事をしており、出張でラオカイに赴任した際に二人は出会った。結婚後、ニャムさんは夫についてハノイに移り、そこで10年間過ごした。

1975年にベトナム戦争が終結し、翌年に南北統一した後、ニャムさんは帰郷する夫とともに南部のドンタップ省に移住した。同地では、稲作のほか、野菜やマンゴーを栽培していた。夫の実家は多くの耕地をもっており、夫婦で耕作に従事した。夫婦には子どもがいなかった。しかし、親戚の子どもたちが近所に住んでいた。その後、2016年までドンタップ省に住んだが、その間に夫が他界した。夫が他界してすでに25年経った。夫の他界後も、夫の故郷のドンタップ省で彼の親族と共に暮らしていた。夫のきょうだいは全員亡くなり、現在は甥や姪しか残っていない。その後、腰を骨折して介助が必要となったため、故郷に戻り、センターに入居した。ドンタップ省に住む夫側の親戚は毎年の特（旧正月）にお年玉として数百万ドンを仕送りしてくれる。また、時々電話をかけて見舞ってくれるという。現在、特にはハティン市内の自宅に帰るようにしている。自宅の祭壇には夫を祀っている。

現在は「国家に扶養されている」とニャムさんは言う。ただし、施設の食事にはあまり満足していないとのことだった。センター内の文芸活動などのプログラムには参加していないとのことだった。

中国国境の最北の町であるラオカイから南部メコンデルタのドンタップ省まで夫について移住するなど、ニャムさんは移動のなかで人生を送ってきた。夫の故郷の話をしているとき、

ニャムさんは「ああ、懐かしい！」と目を細めながら楽しそうに話っていた。

ニャムさんの事例は夫や自分自身の革命・戦争への協力を背景に国家から保障を受ける高齢者の事例だとみることができる。そして、国家からの扶養のもとで生活していることを本人も自覚的に認識している(ただし、その境遇に満足しているようではなかった)。ニャムさんは全く身寄りのない高齢者というわけではなく、自身の不動産もある。テト(旧正月)には自宅に戻るなど、出入りも比較的自由である。また、夫の親族や夫の故郷とは良好な関係を続けている様子であり、その意味では家族やコミュニティとのつながりを維持し、遠く離れた家族やコミュニティへの思いを抱き続けている。しかし、同時にニャムさんの主観では、彼女はすでにそれらとは切り離されたかたちで国家が運営する養護施設でケアを受けつつひとりで暮らしているのもあった。

ケース6 カナダに住んでいた男性の老人 インタビュー実施日：2019年08月15日

次に、自費入居者の例として、渡り廊下のベンチで休んでいた男性の事例を紹介する(付録2のID13の人物)。この男性は82歳で、入居者のなかではかなり明朗にしゃべることができる数少ないうちの一人だった。20年間カナダにいたという。トロントから車で11時間の東部の小さい町に住んでいたとのことだった。はじめは料理人を3年やり、その後自分の店を持ち、ベトナム料理、中華料理、および若干の西洋料理をだしていた。町にはほとんどベトナム人はいなかったという。

タックハー県タックケー(Thạch Khê)社の出身で、ハティン省内の高校を出たあと北部のハイフォン(Hải Phòng)市の学校で操船を学んだ。1975年の南北統一で南部に移動し、のちに家族をおいて単身でカナダへ移住したという。その後、家族の呼び寄せができないまま、やがて家族とは連絡がとれなくなってしまった。娘が4人おり、いまは近くに住んでいて、たまに見舞いに来てくれるという(現在の住所は身元引受人である娘の住所であるタックキム(Thạch Kim)社となっている)。孫が10人近くおり、そのなかには日本や韓国に出ている子もいる。入居費はカナダ政府の年金でまかなっている。年金は南部に住む孫に入金されるので、そこから入居費を支払ってもらっているとのことだった。センターの事務長の話によれば、彼が契約している部屋は最高級の部屋でエアコン付きの一人部屋だそうで、リハビリなどのサービスがついて、月額6,000,000ドンの契約とのことだった。

彼は移住先のカナダからの年金をもとに施設で独居するという、ベトナムではまだあまり見ることができない生活形態をとっている。ベトナムという国家からはかなり自立しており、もちろんコミュニティからのサポートも受けていない。家族との関係はつかず離れずのものであるようで、決して家族のケアのもとで生活をしているわけではない。あえていえば、カナダという国家からの扶助をベースにケアを市場から調達しているということになる。このようなケースの受け皿が総動員体制をベースにつくられた革命功労者療養国家施設であるという点

が、ベトナムの高齢者ケアの供給主体を単純に国家、家族、共同体、市場に分割できない状況を物語っている。

(5) 施設で死ぬということ

上記のとおり、社会政策の対象者は亡くなるまで施設で生活する人が多い。身寄りのない入居者が施設で亡くなった場合は、省の予算で火葬し近くの墓地に埋葬する。施設内には祠堂があり、施設で亡くなった人を祀っている。2019年3月に訪問した際には、昨年亡くなった女性の位牌が中央の祭壇の脇に置かれていた。一般的なベトナムの儒教的な祭祀習慣と同様に、2年後までは個別に祭祀をし、その後、合祀をすることになっている。祭壇上の扁額は赤地に黄色で「事子如事生」という文字がある（「子」は「死」を意図的に忌避したものと思われる）。筆者らの経験ではベトナムでこの扁額が祠堂に掲げられることはめずらしい。『中庸』の「事死如事生，事亡如事存，孝之至也」からの引用で、死後も生存時と同様に接遇するという「孝」の教え説かれたことばである。祭壇は三段となっており、上段にホー・チ・ミン主席の胸像、中段にヴォー・グエン・ザップ（Võ Nguyên Giáp）将軍の肖像写真、最下段に施設入居者の肖像写真が置かれている。このような祭壇のしつらえからは、革命（ホー・チ・ミン）と戦争（ヴォー・グエン・ザップ）に結びついた死と、家族による（このケースでは家族のかわりとしての国家による）「孝」の概念に基づく死の表象が並存している状況をみてとることができる。上述のとおり、死後のケアは高齢者のケア・レジームを考えるうえで重要な要素のひとつである。施設のなかの祭壇は、身寄りのない高齢者の死を革命と戦争に代表される国家が家族にかかわって看取するという戦時総動員体制をベースとした国家によるケアのありかたを象徴的に示しているといえることができる。

(6) 小括

入居者たちの話からは、人生のなかでの地理的な移動のなかで、家族とのかかわりが断ち切れたり、あたらしい土地での暮らしを構築したりしたのちに、家族によらない介護を受けるためにふたたび郷里に戻ってくるというライフコースが浮かび上がってくる。また、この施設があくまで革命と戦争をベースとした療養施設である点も重要である。入居者たちの人生において革命や戦争がどれほどの重要性をもっていたかとは別に、施設のなかの祭壇に象徴されるように、この空間は革命と戦争によって代表される国家が家族のかわりにケアをおこなう場である。家族や故郷とのつながりを維持し続けている人たちにとっても、やはりそこは国家による扶養の場なのである。ただし、戦争世代の退場とともにベトナムの高齢者福祉に対する国家のかかわり方が変化していくことは十分に予想される。国家施設によるケアに市場を介してアクセスする自費入居者たちの存在は、今後、国家によるケアが市場によるケアに重なりあっていくことの兆候とみることもできる。

4. 考察

最初に述べたように、従来の研究に依拠しながら現在のベトナムの高齢者をめぐる諸アクターの重要度をケア・ダイヤモンドのかたちで描くと、国家と家族の役割が大きく、コミュニティや市場の役割はあまり重要ではないという構図が示される。その構図は今回の調査によっても大筋では裏書きされた。

冒頭でも述べたとおり、現代のベトナムの高齢者ケアにおける国家の役割は革命と戦争の体制を基盤としている。そのことはハティン省の高齢者ケアの現状をみるなかでも再確認することができた。ハティン省はベトナム戦争に勝利した旧北ベトナムの領域に属しており、また、共産党運動発祥の地でもあることから、現政権の立場で生きてきた高齢者が多い。今回の調査でも、革命や戦争に貢献したことへの恩賞として高齢者ケアが付与されるという制度的配置がみられた。しかし、そのかたわらで、そういった革命や戦争への貢献が十分に報われていないという思いをかかえる高齢者たちも数多くいることがわかった。高齢者ケアにおける上記のような国家の立場については、単に戦争に貢献した人々への給付ということに留まらず、革命功労者養護施設の祭壇に象徴されるようなかたちで、社会政策の対象となる人々の死を革命と戦争によって表象される国家が家族にかわって追悼するすがたにも示されている。

いっぽう、冒頭に示した先行研究に基づくケア・ダイヤモンドの概念図では見えていなかった点として、国家、家族、市場の領域をまたぐケア供給のダイナミズムも見えてきた。たとえば、国家による扶養を受けることにより高齢者自身が家族によるケアの調整において主導的な役割を果たすだけのエイジェンシーを発揮し、それによって家族によるケアの供給が強化されていたり、国家が建設した革命功労者養護施設が市場を通じたケアを提供しはじめていたりといったことがその事例である。とりわけ、国家が建設した施設によるケアの市場を介した供給という動きについては、今後、戦争世代が退場したあとにあらわれる高齢者をめぐるケア・レジームにおいて重要な役割を果たすことになるのではないかと考えられる（図3）。

家族の役割についても、現在の高齢者をめぐるケア・レジームのなかで大きなウェイトを占めていることが再確認できた。ただし、高齢者ケアのアクターとしての家族のありかたは決して静態的なものではなく、とりわけ、戦争や移動といった要素に影響を受けながら、再構成されつつあることが見えてきた。ハティン省は旧南北ベトナムの分断線に比較的に近い地域でもあり、南北分断から南北再統一に至るプロセスのなかで、さまざまな理由で南から北へ、あるいは北から南へ（さらに国外へ）と人々が

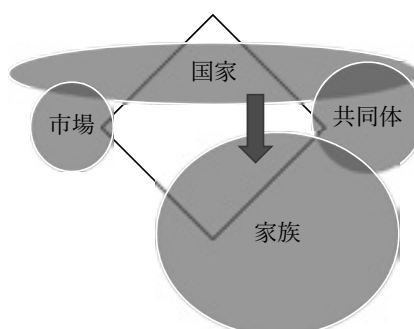


図3 ベトナムにおける高齢者をめぐるケア・ダイヤモンド（修正版）

移動しており、そういった人々が故郷や家族とどのようなかたちで関係性をつないだり、断ち切ったり、つなぎなおしたりしてきたのかということが、この地域の高齢者のライフ・ヒストリーに大きなインパクトを残している。加えて、この地域の人々は南北統一後にも開拓移民や都市労働者として家族のメンバーがベトナム南部に移動しているケースが多く（近年では国外への労働移動も目立っている）、それらの人々が地域に残った人々を経済面や医療面で支えている側面もある。他方で、地理的に遠く離れた家族との関係性のなかでどのようにケアを成り立たせるかということが重要なポイントであり、そこにさまざまな調整の努力や潜在的なコンフリクトを垣間見ることができた。たとえば、子どもたちの帰郷に期待しつつも、それが叶わない可能性もあるなかで、従来、傍系にあるはずの家族成員（たとえば、次男の妻など）によるケアに期待したり、自宅を「記念館」にして祭祀と居住を切り離そうと模索したりといったことがおこなわれている。

また、ケアを受ける側の高齢者の主観からすると、家族によるケアが充実していると考えられがちなベトナム社会だからこそ、自分はそのサポートを十分に受けることができていないという感覚から孤立感を深めるようなケースもあり、単純に客観的なケアの供給量からケア・レジームを描くことの限界も指摘できる。

高齢者をめぐるケアのアレンジを考えるうえで、死後のケアを視野に入れた議論が必要であることは特筆すべきである。高齢者のケアにおいて「居ること」「住まうこと」が重要であることはもちろんのこと、高齢者を対象とする以上、どこで、どのように、誰といっしょに「去る」のかをめぐって高齢者自身やその周囲がどのように考え行動しているのかという点にも注目する必要がある。それは同居・別居の問題であるだけでなく、死に場所、看取りの場所、あるいは死後の所在をどのように確保するのかといった問題とも関係している。この論文の調査で家族祭祀や祭壇の問題にこだわって質問するようになったのもそのような理由がある。とくに養護施設でのインタビューから顕著にみてとることができたように、「つながる」「かかわりあう」モメントとともに、家族と距離を置いて暮らすことなどを含め、あらゆる意味での「離れる」「たちぎれる」モメントが必ずしも否定的ではないかたちで高齢者の生き方にかかわってくるのがわかる〔cf. 中井 2011：12-14；岩立 2019：231-232；東畑 2019〕。その意味で「去る」ことの研究は単に高齢者ケアと「移動」の関係についての議論にとどまらず、より普遍的なレベルで高齢者ケアをとりまく調整や選択について考える手がかりを与えてくれるように思われる。

なお、本論での主張はベトナムのケア・レジームがすべて革命、戦争、およびそれにとまなう移動との関係で分析できるというものではない。本論で強調したいのは、現在のベトナムの高齢者がちょうどベトナム戦争期に青年期・壮年期を迎えていた「戦争時代の世代」〔赤塚 2013：7〕であり、ベトナム戦争を生き抜いてきた世代のケアという時代性がいまのベトナムにおける高齢者をめぐるケア・レジームを規定しているということである。たとえば、現代のベトナムにおける子どもに対するケア・レジームを論じようとすれば、国家、家族、共同体、市

場の役割は高齢者ケアでの配置とはまた違ったものになるだろう。その点で、最初にも述べたとおり、落合のケア・ダイヤモンド・モデルがケアの対象ごとに各国のケア・レジームの図を作成しようとしていることは卓見である。

この点に関して、瀬戸裕之と河野泰之〔2020〕が提示する「被戦争社会」としての東南アジア大陸部という観点が示唆的である。ベトナムを含むこれらの地域の現在を理解するうえで、単に戦争の「被害」にあった地域とか「戦後」社会であるということではなく、戦争の影響を潜在的に保持しつつ、住民の主体的な対応を含めたダイナミズムが現代社会を形づくっているという視点からの分析が必要である。

また、このような高齢者をめぐるケアの配置は、かならずしもベトナム全土における高齢者ケアを説明するものではない。さらにいえば、これらの事例はあくまで「戦勝国」としてのベトナムに属するものである。南北分断戦争の遺恨のなかで、このような戦後レジームのもとでのケアを享受できていない高齢者は数多くいる。また、ハティン省内にも十分な戦争保障を受けられないなど、「勝ち組」からもれた高齢者は数多く存在することが今回の調査からも確認できる。このことは、一国レベルでケア・レジームの図式化をおこなうケア・ダイヤモンド・モデルをベトナムのような国家の分断を経験したケースに適用しようとする場合への注意を喚起しているといえることができる。

〈謝辞〉

本研究は2018年度京都産業大学特定課題研究（準備研究支援）「ベトナム村落の独居高齢者をめぐる家族規範の形成と実践の複相性：文化人類学的研究」（研究代表者：加藤敦典）および科学研究費補助金・基盤研究（C）「ベトナム村落の独居高齢者をめぐる規範形成の動態と文化実践の再編：人類学を中心に」（研究代表者：加藤敦典）の助成を受けたものである。匿名の査読者2名からは貴重なご指摘を賜った。また、宮沢千尋氏、野上恵美氏からも貴重なご意見をいただくことができた。記して感謝申し上げます。

参考文献

- 赤塚俊治 2004「ベトナムにおける高齢者福祉の現状と課題—『ドイモイ（刷新）』政策と社会支援システムを踏まえて」『東北福祉大学研究紀要』28：41-56。
- 2005「ベトナムにおける高齢化社会の動向と課題—高齢者世帯の調査研究を踏まえて」『東北福祉大学研究紀要』29：13-34。
- 2010「ベトナムの世代間における家族意識に関する研究—都市部と農村部の調査に基づく考察」『東北福祉大学研究紀要』34：121-138。
- 2013「ベトナムの単身高齢者世帯の実態調査を通じた今後の高齢者課題について—農村部の生活実態調査に基づく考察」『東北福祉大学研究紀要』37：1-19。
- 2015「ベトナムにおける社会福祉の課題と展望に関する一考察—高齢者のソーシャル・サポート研究を通して」『東北福祉大学研究紀要』39：1-18。

- 秋山恵美子ほか 2019「ベトナム・A市の高齢者ケアの現況—B寺院における支援者へのインタビュー調査及び視察（調査報告）」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』17：59-66。
- 天田城介 2015「男がケアするということ—社会関係のメンテナンス・コストのジェンダー非対称性をめぐって」『日本女子大学現代女性キャリア研究所紀要—現代女性とキャリア』7：6-20。
- 岩井美佐紀 2020「総力戦期における北部ベトナムの地域住民の生存戦略—銃後の女性たちの経験と語りから」瀬戸裕之，河野泰之編著『東南アジア大陸部の戦争と地域住民の生存戦略』明石書店，53-83頁。
- 岩立真也 2019『弱くある自由へ—自己決定・介護・生死の技術 増補新版』青土社。
- 加藤敦典 2018「ベトナムから来日する女性の看護師・介護福祉士候補者たちのライフコースと家族規範—先行研究の整理と展望」『比較家族史研究』33：80-94。
- 2019a「『独居』を選ぶ高齢者—ベトナムにおける家の祭壇と女性」速水洋子編『東南アジアにおけるケアの潜在力—生のつながりの実践』京都大学学術出版会，181-201頁。
- 2019b「福祉オリエンタリズムと人類学—ベトナムの村落における障害者ケアにみる『社会』の弱さ」森明子編『ケアが生まれる場—他者とともに生きる社会のために』ナカニシヤ出版，72-90頁。
- 2019c「『ベトナム村落の独居高齢者をめぐる家族規範の形成と実践の複相性：文化人類学的研究』研究経過報告書」『京都産業大学総合学術研究所所報』14：137-146。
- 京楽真帆子 2014『英雄になった母親戦士—ベトナム戦争と戦後顕彰』有志舎。
- 黒田学 2003「ベトナム社会の変貌と教育・福祉」黒田学ほか編『胎動するベトナムの教育と福祉—ドイモイ政策下の障害者と家族の実態』文理閣，9-20頁。
- 後藤美恵子 2014「ベトナム社会における高齢者のソーシャルサポートの構造」『東北福祉大学研究紀要』38：17-31。
- 2015「ベトナムにおける都市部と農村部の社会的関係の比較研究—ソーシャルサポートシステムの示唆」『東北福祉大学研究紀要』39：19-36。
- 2018「ベトナム農村部における高齢者の生活課題—コミュニティの社会的関係からの示唆」『東北福祉大学研究紀要』42：17-30。
- 2019「ベトナムの人口構造と高齢者の生活の関係性—農村部における地域機能」『東北福祉大学研究紀要』43：19-34。
- 早乙女勝元 1993『ベトナム“200万人” 餓死の記録—1945年日本占領下で』大月書店。
- 佐藤宏子 2014「ベトナムにおける高齢者扶養—ハノイ市郊外の在宅療養高齢者を対象として」『エイジレスフォーラム』12：35-47。
- 末成道男 1998『ベトナムの祖先祭祀—潮曲の社会生活』風響社。
- 杉島敬志 2014「複ゲーム状況への注目—次世代人類学にむけて」杉島敬志編『複ゲーム状況の人類学—東南アジアにおける構想と実践』風響社，9-54頁。
- 瀬戸裕之，河野泰之 2020「東南アジア大陸部の戦争と地域住民の生存戦略をみる視点」瀬戸裕之，河野泰之編著『東南アジア大陸部の戦争と地域住民の生存戦略』明石書店，15-49頁。
- チャン・ティ・ミン・ティー 2019「現代ベトナムにおける家族の居住形態と世代間ケア」（加納遙香・瀬戸徐映里奈訳）速水洋子編『東南アジアにおけるケアの潜在力—生のつながりの実践』京都大学学術出版会，203-235頁。
- 東畑開人 2019「居るのはつらいよ—ケアとセラピーについての覚書」医学書院。
- 中井久夫 2011『中井久夫コレクション 世に棲む患者』筑摩書房。
- 橋本和孝，速水聖子，高橋一得 2005「ハノイ近郊農村の高齢者生活—ソクソン県ダントオ村のケース」『関東学院大学文学部紀要』104：139-151。
- 平山亮 2017『介護する息子たち—男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房。
- 比留間洋一 2016「ベトナム高齢者法の特徴とその背景—政令との比較を中心に」『国際関係・比較文化研究』15（1）：143-162。
- 比留間洋一，天野ゆかり 2013「日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状—ベトナム語資料の紹介と解説を中心に」『国際関係・比較文化研究』12（1）：217-232。

- 2014「ベトナム第6回全国看護科学会議について—来日したベトナム人EPA候補者の教育を中心とした背景」『国際関係・比較文化研究』13(1):165-189。
- 2019「なぜベトナム介護福祉士はEPAを離れたのか?—来日前の背景から」『地域ケアリング』21(7):90-96。
- 古田元夫 2016「ベトナム北部村落の現代史—村から見た一九四五年飢饉・抗仏戦争・抗米戦争」川喜田敦子・西芳美編著『歴史としてのレジリエンス—戦争, 独立, 災害』京都大学学術出版会, 17-50頁。
- 宮沢千尋 1996「ベトナム北部における女性の財産上の地位—19世紀から1920年代末まで」『民族学研究』60(4):330-341。
- 2016「前近代ベトナム女性の財産権と祭祀財産相続—忌田を中心に」『アジア・アフリカ地域研究』15(2):208-233。
- 2017「前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して」『アルケイア—記録・情報・歴史』11:117-138。
- 森明子 2019「ケアが生まれる場へ」森明子編『ケアが生まれる場—他者とともに生きる社会のために』ナカニシヤ出版, 1-16頁。
- 山崎尚美ほか 2018「ベトナムにおける高齢者ケアの実態と課題—ハノイ市およびホー・チ・ミン市の高齢者ケア施設及び看護系大学の視察報告」『畿央大学紀要』15(1):21-30。
- レ・ティ・ニャム・トゥエット 2010『ベトナム女性史—フランス植民地時代からベトナム戦争まで』片山須美子訳, 明石書店。
- Chang, Kyung-Sup. 1999. "Compressed Modernity and Its Discontent: South Korean Society in Transition" *Economy and Society* 28(1): 30-35.
- Iwai, Misaki. 2013. "Global Householding' between Rural Vietnam and Taiwan." In *Dynamics of Marriage Migration in Asia*. Edited by Kayoko Ishii. Pp. 139-162. Tokyo: Research Institute for the Language and Culture of Asia and Africa (ILCAA), Tokyo University of Foreign Studies.
- . 2017. "Changing Residence Patterns and Ancestor Worship in a Northern Vietnamese Village" In *The Vietnamese Family During the Period of Promoting Industrialization, Modernization and International Integration*. Edited by Minoru Teramoto. Pp. 30-43. IDE-JETRO.
- Kato, Atsufumi. 2016. "Weaving Women's Spheres in Vietnam: An Introduction." In *Weaving Women's Spheres in Vietnam: The Agency of Women in Family, Religion and Community*. Edited by Kato Atsufumi. Pp. 1-21. Leiden: Brill.
- Miyazawa, Chihiro. 2016. "Rethinking Vietnamese Women's Property Rights and the Role of Ancestor Worship in Premodern Society: Beyond the Dichotomies." In *Weaving Women's Spheres in Vietnam: The Agency of Women in Family, Religion and Community*. Edited by Kato Atsufumi. Pp. 57-80. Leiden: Brill.
- n.a. 2009. "Trung Tâm Bảo Trợ Xã Hội Hà Tĩnh: Mái nhà chung của người cao tuổi" (「ハティン社会保護センター—高齢者のみなの住処」) *Lao Động và Xã Hội* (『労働と社会』) 363: 39-40.
- Nguyen, Minh T.N. 2015. "Migration and Care Institutions in Market Socialist Vietnam: Conditionality, Commodification and Moral Authority" *The Journal of Development Studies* 51(10): 1326-1340.
- Nguyen, Minh T.N. and Meixuan Chen. 2017. "The Caring State? On Rural Welfare Governance in Post-reform Vietnam and China" *Ethics and Social Welfare* 11(3): 230-247.
- Ochiai, Emiko. 2009. "Care Diamonds and Welfare Regimes in East and Southeast Asian Societies: Bridging Family and Welfare Sociology" *International Journal of Japanese Sociology* 18: 60-78.
- Soucy, Alexander. 2012. *The Buddha Side: Gender, Power, and Buddhist Practice in Vietnam*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Tran, Thi Minh Thi. 2016. "Life Arrangement and Care Provision of Left-behind Elderly in Vietnam: Case Studies in Two Communes in Quang Ngai and Ha Tinh Provinces." *Vietnam Social Sciences* 175: 36-50.

※おもな執筆担当箇所は以下のとおりである。岩井美佐紀：ケース3およびケース5，比留間洋一：ケース4および第3節(5)，加藤敦典：そのほか。

付録1 社会政策対象者の入居経緯

ID	生年	性別	配偶者	入居年	同時入居者	住所	入居前の同居者数	同居者	費用負担者	入居理由
1	1932	女	n.a.	2018	n.a.	フオンソンン県 Som Truong 社	n.a.	n.a.	n.a.	社会政策対象者。独居。頼るべき場所がない。
2	1940	女	独身	2006	n.a.	フオンケン一県	n.a.	n.a.	n.a.	社会政策対象者。独居。頼るべき場所がない。
3	1941	男	独身	2012	n.a.	タッククハ一県 Thạch Hưong 社 (現 Tân Lâm Hưong 社)	n.a.	n.a.	n.a.	社会政策対象者。独居高齢者。頼るべき場所がない。
4	1937	女	独身	2003	n.a.	カムスエンン県 Cẩm Sơn 社	n.a.	n.a.	n.a.	烈士の妻。一人暮らしで、誰もケアする人がいない。
5	1929	女	独身	2004	n.a.	ドウックト県 Đức Long 社	n.a.	n.a.	n.a.	ベトナム英雄の母。一人暮らしで、誰もケアする人がいない。

付録2 自費入居者の入居経緯

ID	生年	性別	配偶者	入居年	同時入居者	住所	入居前の同居者数	同居者	費用負担者	入居理由
1	1977	男	n.a.	2015	n.a.	ハテイン市 Nam Hà 区	n.a.	実母	実母	障害をかかえており、実母は高齢でケアができないため。
2	1969	男	n.a.	2018	n.a.	カンロック県	1	母	n.a.	精神状態が正常でなく、誰もケアしてくれてくれる人がおらず、母も高齢。
3	n.a.	男	死別	2018	1	ホンリン市	1	息子	本人	子どもが十分に扶養する条件がない。
4	1936	女	独身		n.a.	フオンソン県	n.a.	n.a.	本人	一人暮らしで、誰もケアする人がいない。
5	1948	女	n.a.	2019	n.a.	カンロック県	n.a.	n.a.	本人	一人暮らしで、誰もケアする人がいない。
6	1942	女	n.a.	2019	n.a.	ドックウト県	n.a.	n.a.	本人	一人暮らしで、誰もケアする人がいない。
7	1933	女	死別	2019	n.a.	ギスアン県 Xuân An 町	1	嫁	嫁	病気がち。子どもたちはケアをする時間がない。
8	1936	女	独身	2019	n.a.	フオンソン県 Tây Sơn 社	n.a.	n.a.	本人	一人暮らしで、誰もケアする人がいない。
9	1962	男	n.a.	2019	n.a.	ドックウト県	1	子ども	本人と子ども	病気のため。子どもにはケアをする条件がない。
10	1967	男	n.a.	2018	n.a.	ロックハー県 Thạch Châu 社	n.a.	n.a.	本人と兄弟	一人暮らし。病気のため。
11	1931	男	独身	2018	1	ヴァークアン県	n.a.	n.a.	本人	一人暮らし。自分のケアをすることができない。
12	1947	女	死別	2017	1	ハテイン市 Bắc Hà 区	1	息子	本人	脳卒中。子どもはケアをする時間がない。
13	1937	男	死別	2017	1	ロックハー県 Thạch Kim 社	n.a.	n.a.	本人	老衰。自分のケアができない。
14	1963	女	離婚	2017	1	ハテイン市 Nguyễn Du 区	2	両親	本人と両親	両親が高齢でケアできない。本人は病気。
15	1957	女	死別	2017	1	ホンリン市	1	子ども	本人と子ども	障害をかかえており、子どもはケアをする十分な条件がない。
16	1930	女	独身	2018	1	ハテイン市 Tân Giang 区	n.a.	孫(男性)	本人	孫はケアをする時間がない。
17	1949	男	離婚	2016	1	ハテイン市 Bắc Hà 区	3	息子	本人と息子	息子は速くで仕事をしており、ケアをする時間がない。
18	1944	女	死別	2016	1	ハテイン市 Tân Giang 区	n.a.	ひとり	本人	脳卒中により障害。一人暮らし。たよるべき場所がない。
19	1948	女	独身	2016	n.a.	ハテイン市 Tân Giang 区	n.a.	ひとり	本人	一人暮らし。誰もケアしてくれない。
20	1949	女	独身	2015	n.a.	カンロック県	n.a.	ひとり	本人	老衰。一人暮らし。
21	1963	女	独身	2017	1	タックハー県 Tương Sơn 社	2	両親	家族	両親が高齢。本人は障害をかかえ、自分をケアできない。
22	1938	男	独身	n.a.	1	フオンソン県	n.a.	ひとり	本人	一人暮らし。ケアしてくれる人がいない。
23	1949	女	n.a.	2018	n.a.	カンロック県 Gia Hanh 社	1	孫	本人と兄弟	n.a.
24	1934	男	離婚	2018	n.a.	ホンリン市	1	n.a.	本人と子ども	子どもにケアをする十分な条件がない

The disposition of the care regime for older adults in Ha Tinh province, Vietnam:

Focusing on older adults' households in a rural community and
a protective institution

Atsufumi KATO

Misaki IWAI

Yoichi HIRUMA

Abstract

This article analyzes the care regime for older adults in rural areas in contemporary Vietnam. By applying the care diamond model by Ochiai Emiko, the paper especially investigates the changing roles of the family and the state in care arrangements for older adults. Based on field research in Ha Tinh province, central Vietnam, in 2018 and 2019, this paper examines in-depth interviews in older adults' households in a rural community and observations in a protective institution for revolutionaries in the province. Focusing on the decisions about the living arrangements for older adults, this article picks up the experience of the "revolution" and the "war" as well as family members' "mobility" - especially for south Vietnam - as key factors for the decision making in this region and this generation. By describing the factors of the care regime for older adults in contemporary Vietnam, this paper contributes to describing the changing process of the total war regime and the role of the state in it and the norms of family care.

Keywords: Vietnam, elderly care, care diamond, war, mobility

